

第六次地域管理経営計画書

(子吉川森林計画区)

(第一次変更計画)

計画期間 (自 令和3年4月1日)
(至 令和8年3月31日)

(第一次変更 令和4年3月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項の規定に基づき変更するものである。

- 1 森林整備協定の締結につき、関係する記載事項を変更する。
- 2 森林整備に必要な路線について、豪雨等被害による林道施設の復旧のため林道計画を変更する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項 …… 1
 - ③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進 …… 1
- (4) 主要事業の実施に関する事項 …… 1
 - ④ 林道の開設及び改良の総量 …… 1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

隣接する民有林との連携により双方の事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。

また、森林の適切な保全管理、林産物の生産コストの低減、作業環境の向上等に資するため、民有林関係者との情報交換を密に行うことにより、民有林林道計画との連携を図り、合理的な路網整備に努める。

具体的には、谷地沢・釜ヶ台地域森林整備推進協定及び大平・水無地域森林整備協定に設定した共同施業団地において、民有林と連携した路網の整備と相互利用の推進、集積土場の共有化、計画的な間伐等の森林整備及び民有林材との協調出荷等に取り組む。

(4) 主要事業の実施に関する事項

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長(m)	箇所数	延長(m)
計	5	8,750	8	2,065